抱して退職したる者は従前の退職賜金十年の五分の三乃至六分と四月以後の在職期間十四年として算出し二十年分の在職者として日給合る年口口退職慰労金が与へらる譯である

一、在職者死亡したるときは従前の如く死亡慰労金を遺族に支給する。

死亡慰労金

一、在職三年以下の者　　日給の日分
一、在職三年を経過せる者　　在職期間に応じて計算したる退職賜與金額に日給三十日分を加算したる額

公傷病治療

一、在職者が職務上負傷し疾病に罹りて又は障害を受けたる場合　前記の給与の外次の如き給付をする
(イ)、全快するまでは自ら「療養」を施し又は「療養費」を支給する。
(ロ)、右の療養中は日給全額に相当する「休業扶助料」を支給する。
(ハ)、全快しても不具者になり他職業に復しなかった場合はその程度に応じ日給四十日分乃至三百五十日分の「障害扶助料」を支給する
(ニ)、三年を経ても全快しなかった場合は日給一ヶ年半以内の三十日分の「打切扶助料」を支給する。
(ホ)、死亡した場合には前記「死亡慰労金」の外一ヶ年分の三百六十日分の「遺族扶助料」を遺族に支給する。

財團法人 協調會